平成9年12月19日条例第29号

改正

平成12年3月16日条例第6号 平成13年3月14日条例第10号 平成14年12月20日条例第19号 平成20年3月13日条例第12号 平成26年3月20日条例第11号 平成26年9月22日条例第30号 令和元年9月30日条例第21号

与論町水道事業給水条例

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号) その他法令に定めがあるもののほか、与論町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適性を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 与論町水道事業の給水区域は与論町水道の給水可能区域とする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業管理者(以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

- 第4条 給水装置は次の3種とする。
  - (1) 専用給水装置 1戸または1箇所で専用するもの
  - (2) 共用給水装置 2戸若しくは2箇所以上で共用するもの
  - (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置は新設、改造、修繕、(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」と

- いう。)第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更をのぞく。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の申込にあたり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書、又はこれ に変わる書類の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設,改造,修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設,改造,修繕又は撤去する者の負担とする。ただし管理者が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

- 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下 「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。
- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により、管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利 害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

- 第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の 復旧を迅速かつ適切に行なえるようにするため必要があると認めるときは配水管への取 付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具につい て、その構造及び材質を指定することができる。
- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取付ける工事及び当該 取付け口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指 示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込の拒否又 は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

- 第9条 管理者が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。
  - (1) 材料費

- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費
- 2 前項の各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。 (工事費の予納)
- 第10条 管理者に給水装置の工事を申込む者は、設計によって算出した給水装置の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。
- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。 (工事費の分納)
- 第11条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、 管理者が定めるところにより、管理者の承認を受けて分納することができる。

(工事費の未納の分の措置)

- 第12条 管理者が施行した給水装置の工事費を、工事申込み者が指定期限内に納入しない ときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。
- 2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは工事申込 み者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の所有権)

第13条 給水装置は工事費を負担した者の所有とする。ただし公道に布設された給水装置 並びに自費布設によるメーターについては、給水装置新設工事完了と同時に町の所有に 帰属する。

(給水装置の所有権移転)

- 第14条 給水装置の所有権を移転しようとするときは、関係者が連署して、あらかじめ管理者に届なければならない。
- 2 前項の規定による関係者の連署ができないときは、理由書を添付しなければならない。 (給水装置の変更等の工事)

第15条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(給水装置の取扱制限)

第16条 給水栓以外の給水装置は、町職員及び管理者が指定した者の外これを取扱い又はこれにふれてはならない。

(第三者の異義についての責任)

第17条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異義があるときは、 給水装置工事申込み者の責任とする。

### 第3章 給水

(給水の原則)

- 第18条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。
- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてそのつど これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても町は、 その責を負わない。

(給水契約の申込)

**第19条** 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第20条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は、管理者において必要がある と認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内 に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

- 第21条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理 人を選定し、管理者に届けなければならない。
  - (1) 給水装置を共有する者
  - (2) 給水装置を共用する者
  - (3) その他管理者が必要と認めた者

- 2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更することができる。 (水道メーターの設置)
- 第22条 給水量は、町の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。
- 3 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は所有者又は使用者の負担に おいてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与等)

- 第23条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に貸与保管させる。ただし、当初のメーター代金は給水装置所有者の負担とする。
- 2 前項の保管者は、善良な管理人の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを忘失又は、き損した場合はそ の損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用、中止、変更等の届出)

- 第24条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、管理者に届け出承認を得なければならない。
  - (1) 水道の使用の開始、中止又は廃止しようとするとき。
  - (2) メーターの口径又は用途を変更するとき。
  - (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
  - (4) 一時的に多量の水道を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、管理者に届けなければならない。
  - (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
  - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
  - (3) 給水装置に変更があったとき。
  - (4) 消防用として水道を使用したとき。
  - (5) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。
  - (6) その他管理者が必要と認めたとき。

(消火栓の使用)

- 第25条 消火栓は、消火又は消火演習若しくは管理者が特に認めた場合のほかは使用して はならない。
- 2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する町職員の立合を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

- 第26条 水道使用者等は善良な管理人の注意をもって、水道水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
- 2 前項において修繕等を必要とするときは、その修繕等に要する費用は、水道使用者等 の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
- 4 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用者その他従業者等の行為についてもこの条例に定める責を負わなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

- 第27条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行ない、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 加入金、料金及び手数料

(給水加入金)

第28条 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。)の申込者は、 次の区分により加入金を納入しなければならない。

## 給水加入金

メーター口径	加入金
13ミリメートル	10,000円
20ミリメートル	40,000円
25ミリメートル	60,000円
30ミリメートル	100,000円

40ミリメートル	175,000円
50ミリメートル	250,000円

- 2 新設工事 メーターの口径に応じた額
- 3 改造工事 改造後のメーターの口径に対応する第1項に規定する額から、改造前のメ ーターの口径に対応する第1項に規定する額を控除した額
- 4 加入金は、給水装置工事の申込の際、又は改造工事申込の際、納入しなければならない。
- 5 既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。 (料金の支払い義務)
- 第29条 水道料金(以下「料金」という。)は、給水装置の所有者、水道の使用者又は代理人から徴収する。
- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

- 第30条 料金は、次の表に定めるところにより算出した基本料金と水量料金の合計額に 100分の110を乗じて得た額とする。ただし、この場合において、1円未満の端数が生じ たときは、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 専用及び共用栓

基本料金	水量料金(1立方メートルにつき)							
一ケ月	ルから 5立方	メート ルから 15立方 メート	メート ルから 25立方 メート	ルから 40立方	メート ルから 60立方 メート	メート ルから 80立方 メート	ルから 100 立 方メー	101 立 方メー トル以 上

600円	110円	230円	240円	260円	290円	310円	360円	400円
------	------	------	------	------	------	------	------	------

# (2) 臨時給水

メーター口径	メーター使用料 (一ケ月につき)	基本料金(一ケ月につき)	水量料金(一立方メートルにつき)
13ミリメートル	2,000円	2,500円	TIOOC
20ミリメートル	4,000円	3,500円	320円

(料金の算定及び納期)

- 第31条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が定めた日をいう。)にメーターの点検を行ない、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行なうことができる。
- 2 料金は、メーターの点検を行なった日の属する月の末日までを当月分の納期とする。 (使用水量及び用途の認定)
- 第32条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。
  - (1) メーターに異常があったとき。
  - (2) 2種以上の用途に水道を使用するとき。
  - (3) 使用水量が不明なとき。
  - (4) その他管理者が定めるとき。

(特別な場合における料金の算定)

- 第33条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときは、その料金は1ヶ月 分として算定する。
- 2 水道の使用の中止若しくは廃止の届出がなく、これを使用しないときは基本料金(臨時使用の場合の概算料金の前納)
- 第34条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込の際、 管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がない と認めたときは、この限りでない。

(無届け使用に対する認定)

第35条 前使用者の給水装置を管理者に無届で使用した者は、前使用者に引き続いて使用

したものとみなす。

(料金の徴収方法)

第36条 料金は、納入通知書又は集金、若しくは、収納事務取扱金融機関並びに収納事務 取扱郵便官署の預貯金口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要があ ると認めたときはこの限りでない。

(手数料)

- 第37条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からはこの限りでない。
  - (1) 給水装置工事設計手数料 1件につき 8,000円
  - (2) 給水装置工事設計審査手数料(材料確認を含む) 1回につき 2,000円
  - (3) 給水装置工事しゅん工検査手数料 1回につき 4,000円
  - (4) 私設消火栓の消防演習立合手数料 1回につき 2,000円
  - (5) 各種証明手数料 1件につき 200円
  - (6) 給水装置工事事業者登録手数料 1件につき 12,000円
  - (7) 給水装置工事事業者登録更新手数料 1件につき 12,000円
  - (8) 給水装置工事主任技術者登録手数料 1件につき 2,000円
  - (9) 水道仕切弁等の開栓, 閉栓手数料(新設を除く。) 1回につき 2,000円 (料金,手数料等の軽減又は免除)
- 第38条 管理者は、公益上又はその他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

(料金の支払請求権の放棄)

第38条の2 管理者は、料金の支払請求権のうち消滅時効が完成したものについて、消滅時効の援用がなく、かつ、当該消滅時効の起算日から2年を経過したときは、これを放棄することができる。

#### 第5章 管理

(給水装置の検査等)

- 第39条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者に対し、適当な措置を指示し若しくは自ら処理することができる。
- 2 前項の措置に要する費用は、措置を命ぜられた者又はその必要を生じさせた者の負担

とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第40条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。
- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水停止をすることができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

- 第41条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。
  - (1) 水道の使用者が,第9条の工事費,第26条第2項の修繕費,第28条の加入金,第30条の料金,又は第37条の手数料その他本条例の規定により納付する金額を指定期限内に納入しないとき。
  - (2) 水道の使用者等が正当な理由がなくて、第31条の使用水量の計量、又は第39条の検査を拒み、又は妨げたとき。
  - (3) 水道の使用者等が正当な理由がなくて、第15条の給水装置変更等の工事及び第22 条第3項のメーターの位置の改善命令を拒み、給水栓を汚染の恐れのある器物又は施 設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。 (給水装置の切り離し)
- 第42条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。
  - (1) 給水装置所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
  - (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。 (過料)
- 第43条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を設置、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更をのぞく。)又は撤去したもの。
- (2) 正当な理由がなくて、第15条の給水装置変更の工事施行、第16条の給水装置の取扱制限、第22条第2項のメーターの新設及び同条第3項のメーターの位置の改善命令、第25条第1項の消火栓の使用禁止、第31条第1項の使用水量の計量、第39条の検査及び第40条、第41条の給水停止を拒み、又は妨げたもの。
- (3) 第26条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠ったもの。
- (4) 第28条の加入金,第30条の料金,又は第37条の手数料の徴収を免れようとして, 詐欺その他不正の行為をしたもの。

(料金を免れた者に対する過料)

第44条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第28条の加入金、第30条の料金、又は第37条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

### 第6章 貯水槽水道

(町の責務)

- 第45条 水道事業管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をい う。以下同じ)の管理に関して必要があると認められる時は、貯水槽水道の設置者に対 し、指導、助言及び勧告を行なうことができるものとする。
- 2 水道事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報提供 を行なうものとする。

(設置者の責務)

- 第46条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。 次項に同じ)の設置者は法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及び その管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、 当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行なうよう努めなければ ならない。

# 第7章 補則

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(与論町水道使用条例の廃止)

2 与論町水道使用条例(昭和52年条例第14号)は廃止する。

**附 則** (平成12年3月16日条例第6号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附** 則(平成13年3月14日条例第10号)

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

**附 則** (平成14年12月20日条例第19号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成20年3月13日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月20日条例第11号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年9月22日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月30日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の与論町水道事業給水条例第30条第1項の規定に係らず、施行 目前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間 に料金の支払を受ける権利が確定される場合にかかる料金については、なお従前の例 による。